

233 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件改正公布

〔昭和二十年一月〕

(注記3) 文甲第四四号 案 起 昭和十九年十二月二十七日 閣議決定 昭和十九年十二月五日 行 昭和二十年一月六日 公布 裁可 昭和十九年十二月五日 施行 内閣書記官 〔稲田(三橋)佐藤(淡江)〕

内閣総理大臣 花押 内閣書記官長 花押

外務大臣 花押	海軍大臣 花押	大東亜大臣 花押	町田国務大臣 花押
内務大臣 花押	司法大臣 花押	農商大臣 花押	兒玉国務大臣 花押
大蔵大臣 花押	文部大臣 花押	軍需大臣 花押	緒方国務大臣 花押
陸軍大臣 花押	厚生大臣 花押	運輸通信大臣 花押	小林国務大臣 花押

(注記4) 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等の在学年限又は修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム

上諭案

朕枢密院顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又は修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔昭和二十一年〕月〔四〕日

内閣総理大臣

〔枢密院上奏ノ通〕

内務大臣
文部大臣
大東亜大臣

(注記5)

臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又は修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十九年十二月二十七日

枢密院議長男爵臣 鈴木貫太郎

勅令第〔四〕号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条、」ヲ、「在学年限又ハ」ノ下ニ「師範学校男子部本科、」ヲ加ヘ同条第二項中「含ムモノトス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台湾教育令及在關東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス」ニ改ム

附則第二項中「学生ニ付、」ノ下ニ「師範学校男子本科、」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔注記6〕
昭和十九年十二月四日 内閣書記官長花押 内閣書記官 〔稲田三橋〕〔佐藤〕〔淡江〕〔岩倉〕

内閣総理大臣 花押 法制局長官 印

外務大臣 花押〔重光〕 海軍大臣 大東亜大臣 花押〔重光〕 町田国務大臣

内務大臣 〔大達〕 司法大臣 花押〔松崎〕 農商大臣 花押〔島田〕 兒玉国務大臣 花押〔兒玉〕

大蔵大臣 花押〔石橋〕 文部大臣 花押〔二宮〕 軍需大臣 花押〔吉田〕 緒方国務大臣 花押〔緒方〕

陸軍大臣 花押〔杉山〕 厚生大臣 花押〔広瀬〕 運輸通信大臣 花押〔前田〕

別紙文部大臣請議昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ件

ヲ審議スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ〔抹消〕〔加筆〕〔本件ハ〕枢密院官制第六條第八号ノ勅令ナルヲ以テ枢密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

〔抹消〕〔加筆〕〔文部〕〔内務〕大臣

文部大臣

大東亜大臣

〔抹消〕〔呈案附箋ノ通〕
呈案附箋ノ通

〔注記7〕
発国五〇四号

〔注記9〕
昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ必要ヲ認め別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十九年九月二十一日

文部大臣 二宮治重 印

内閣総理大臣 小磯國昭殿

〔注記10〕

勅令第 号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条」ヲ「〔抹消〕高等師範学校」〔加筆〕〔法制局〕〔ママ〕ノ下ニ「師範学校」〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕

ス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台湾教育令及在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス」ニ改ム

附則第二項中「〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕」ノ下ニ「師範学校」〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕本科」ヲ加フ

附則 本令ハ〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕日ヨリ之ヲ施行ス

理由 師範学校男子部本科ノ修学年限ハ〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕令改正ノ際之ヲ三年ニ延長シタルモ国民学校

〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕教員供給ノ調節ヲ図ル〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕為

〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〔法制局〕同令附則第三項ノ規定ニ依リ昭和十八年度及昭和十九年度ニ卒業スベキ者ニ付テハ之ヲ六月短縮シタル処

〔注記7〕
発国五〇四号

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル師範学校ニ在学スル生徒及
樺太庁師範学校ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本
令ニ依ル師範学校ノ生徒ト為ルモノトス

師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十八年及昭和十九年度ニ
卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

昭和二十一年度迄ニ師範学校女子部本科ニ入学シタル生徒（文
部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規
定ニ拘ラズ二年トス

師範学校女子部ニハ当分ノ内文部大臣ノ定ムル所ニ依リ師範学
校女子部ヲ卒業シタル者ノ為ニ専攻科ヲ置クコトヲ得

昭和十九年度迄ニ師範学校予科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ
定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラ
ズ三年トス

従前ノ規定ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者及樺太庁師範学校ヲ
卒業シタル者ハ本令ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等師範学校ノ修業年限二年ノ学科ハ
現ニ在学スル生徒ニ付其ノ卒業スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ高等師範学校附属中学校又ハ女子高等師範学
校附属高等女学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除
ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十九条第一項ニ於テ準用スル中
等学校令第七条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

〔朱書〕
〔参照〕

●台湾教育令

大正十一年二月六日
勅令第二十号

改正 昭和八年第二四号、一〇年第四五号、十六年第二五五号、十八年第一一四号
朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ台湾教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム（総理大
臣副署）

第六条 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ関スル部分ニ依ル

附 則（昭和十八年勅令第百十四号）

第一条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 師範学校ニハ当分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ講習

科ヲ置クコトヲ得

講習科ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ台湾総督ノ定ムル所

ニ依ル

第三条 従前ノ規定ニ依ル師範学校普通科ハ本令施行ノ際現ニ

之ニ在学スル生徒ノ為其ノ者ガ其ノ第二学年ヲ修了スル迄仍

従前ノ規定ニ依リ之ヲ存置ス

前項ノ規定ニ依ル普通科第二学年ヲ修了シタル生徒ハ台湾教

育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令ニ依ル師範学校予

科第一学年ノ生徒ト為ルモノトス

第四条 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業

スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

〔朱書〕
〔参照〕

●在関東州及滿洲国帝国臣民教育令

昭和十八年三月二十七日
勅令第二百十三号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ヲ裁

可シ茲ニ之ヲ公布セシム（総理、大東亞
大臣副署）

第五条 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ関スル部分ニ依ル

〔朱憲〕〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕
〔參〕〔照〕〔考〕

●朝鮮教育令 昭和十三年三月四日 (總理、拓務)
勅令第百三十三号 (大臣副署)

第五條 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ関スル部分ニ依ル
但シ同令中師範学校ニ関スル部分ノ文部大臣ノ職務ハ朝鮮總
督之ヲ行フ

第二條第二項ノ規定ハ前項ノ場所ニ之ヲ準用ス

附 則

第七條 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和二十一年度迄ニ
卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス但シ修業年限四年ノ
師範学校予科ヲ修了シタル生徒及附則第八條ノ規定ニ依リ入
学シタル生徒ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八條 昭和十九年度以降ニ於テハ従前ノ朝鮮教育令ニ於テ依
ルコトヲ定メタル中学校令ニ依ル中学校若ハ中等学校令第二
十條ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ朝鮮
總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタ
ル者ハ師範教育令第五條又ハ従前ノ朝鮮教育令第七條ノ規定
ニ拘ラズ師範学校男子部本科又ハ師範学校演習科ニ入学スル
コトヲ得

昭和十九年十一月三十日

内務省管理局民政課長 荒木和成

法制局

荒木参事官殿

割印

昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ件

標記ノ件文部省ヨリ請議中ノ趣ナル処台湾ニ在リテモ内地ニ準
ジ師範学校本科ノ修業年限ノ臨時短縮ヲ図ル必要有之ニ付右改
正勅令中ニ併セ規定相成様可然御配意相煩度

追テ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令附則第七條ノ規定ニ依リ差当
リ法令上別段ノ措置ヲ講ズルノ必要無之ニ付為念

滿總第一五五五号

昭和十九年十一月三十日

大東亞省滿洲事務局総務課長 松尾 楸 (松尾)

法制局

荒木参事官殿

割印

昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ件

今般文部省ニ於テハ昭和二十年度以降ニ於テ師範学校本科ヲ卒
業スベキ者ニ付其ノ修業年限ノ臨時短縮ヲ図ル為昭和十六年勅
令第九百二十四号中改正ノ件請議相成タル処関東局管下師範学
校ニ付テモ之ト同ジク其ノ修業年限ノ臨時短縮ヲ図リ度ニ付テ
ハ右勅令改正方何分ノ御取計相成度此段及御依頼

一 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修
業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

昭和十九年十二月二十七日

枢密院議長男爵 鈴木貫太郎

内閣総理大臣 小磯國昭殿

臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ
修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議シ尽シ之ヲ可決セリ乃
チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採扱ヲ仰ク

昭和十九年十二月二十七日

枢密院議長男爵臣 鈴木貫太郎

勅令第 号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条、」ヲ、「在学年
限又ハ」ノ下ニ「師範学校男子部本科、」ヲ加ヘ同条第二項中
「含ムモノトス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台湾教
育令及在關東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ム
モノトス」ニ改ム

附則第二項中「学生ニ付、」ノ下ニ「師範学校男子部本科、」ヲ
加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記一)

〔佐野〕

〔注記2〕

〔佐野〕

〔注記3〕

〔園〕

〔注記4〕

〔朱書〕「(八)」〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔朱書〕「御覽濟」

〔注記6〕

〔朱書〕「文甲四四」〔御覽濟内閣へ御下付〕昭和十九年十二月五日御下
付〔佐野〕

〔注記7〕

〔法制局文第四〇号〕〔特令〕
昭和十九年九月廿二日 印 3 説明者 文部書記官中根秀雄
文部書記官稲田清助

〔注記8〕

〔伊藤〕「荒木」

〔注記9〕

〔法制局〕〔佐藤〕

〔注記10〕

〔朱書〕「文甲、四四、」

〔注記11〕

〔加藤〕「師四、附」

〔公文類集 第六十九編 卷五十七 昭和二十年
学事門 大学 第六十九編 卷五十七 昭和二十年
中等学校 2A, 13, 2941
雑載〕